一般社団法人日本消化器内視鏡学会 医学研究の利益相反(COI)に関する指針

日本消化器内視鏡学会は、胃カメラ研究会を前身とし、1951 年(昭和34 年)の日本胃カメラ学会の設立以来、2008 年(平成20 年)には50 周年を迎え、現在、会員数は34,000人を超えるに至っている。本学会が目指すところは、消化器内視鏡医学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を通して日本国内のみならず、広く人類の健康保全の向上に寄与することにある。そして本学会は、今日に至るその弛まざる活動の成果として、内視鏡医学関連機器の開発や技術革新と相まって、消化器癌を主とする多種・多様な消化器疾患の診断・治療及び予防にまで至る広範な領域において、堅実な功績と評価を誇る学会へと発展しつつある。今や内視鏡医学は、日常診療において不可欠なものとなっており、本学会の主導する医学研究は、将来のますますの発展が期待されているところである。

本学会が主催する学術講演会や刊行物などで発表される研究成果には、各種の疾患を対象とした診断・治療・予防法開発のための医学研究や、新規の医薬品・医療器機・医療技術を用いた医学研究が数多く含まれており、その推進には、製薬企業やベンチャー企業などとの産学連携活動(共同研究、受託研究、技術移転・指導、奨学寄附金又は寄附講座など)が大きな基盤となっている。

産学連携による医学研究(基礎研究、臨床研究、臨床試験など)が盛んになればなるほ ど、公的な存在である大学、研究機関又は学術団体などが特定の企業の活動に深く関与す ることになり、その結果、教育・研究という学術機関や学術団体としての責任と、産学連 携活動に伴い生じる個人が得る利益と衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。 こうした状態が「利益相反(conflict of interest: COI)」と呼ばれているものであり、この 利益相反状態を学術機関や学術団体が組織として適切に管理していくことが、産学連携活 動を適切に推進する上で乗り越えていかなければならない重要な課題となっている。また、 他の領域の産学連携研究とは異なり、医学研究の対象(被験者)として健常人や患者など の参加が不可欠である。医学研究に携わる者にとって、資金及び利益提供者となる企業組 織や団体などとの利益相反状態が深刻になればなるほど、被験者の人権や生命の安全・安 心が損なわれることが起こりうるし、研究の方法、データの解析又は結果の解釈が歪めら れるおそれも生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価や発表が なされないことも起こりうる。しかし、過去の集積事例の多くは、産学連携に伴う利益相 反状態そのものに問題があったのではなく、それを適切にマネージメントしていなかった ことに問題があるとの指摘がなされている。近年、国内外において、多くの医学系の施設 や学術団体は、医学研究の公平・公正さの維持、学会発表での透明性、かつ社会的信頼性 を保持しつつ産学連携による医学研究の適正な推進を図るために、医学研究に係る利益相 反指針を策定しており、適切な COI マネージメントによって正当な研究成果を社会へ環 元するための努力を重ねている。

近年、世界的な動向として、基礎的なシーズ探索研究から臨床への橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)が各国ともに国策的な取り組みとして推進されている背景から、COIマネージメントの研究対象が、人間を対象とした臨床研究や臨床試験(治験を含む)に限定されず、産学連携による基礎的な生命科学研究にまで拡大されてきており、企業・

営利を目的とする法人・団体などとの産学連携にて実施している基礎研究者にも経済的な COI 状態の自己申告書を提出させる傾向にある。そこで、本学会は、予防、診断及び治療 方法の改善、疾病原因及び病態の理解の向上ならびに患者の生活の質の向上を目的として 行われる産学連携の研究であって、生命科学研究や基礎医学研究から人間を対象とする臨床医学研究(個人を特定できる人由来の材料及び個人を特定できるデータに関する研究を 含む)、臨床試験までの研究を医学研究として定義し、COI マネージメントの対象と位置 付ける。

本学会における COI マネージメントの考え方は、1) 研究機関及び研究者は、産学連携にかかる医学研究の実施に関して医学性、倫理性、科学性の担保を前提に、利害関係にある企業、法人組織、団体からの外部資金(寄附金、研究助成金、契約による研究費等)、医薬品・機器、及び役務等の提供を公正にかつ適正に受け入れる。2) 当該研究成果の質と信頼性を確保するために、提供された内容等の詳細情報をもとに予め管理し、臨床研究実施計画書、COI 申告書及び論文に適切に記載し公開する。3) 第三者から疑義を指摘されれば、説明責任を果たすことを基本とする。

よって、本指針は COI 状態を適正にマネージメントし、社会に対する説明責任を果たすために策定する。

第1条(目的)

本学会は、産学連携にかかる医学系研究活動において、社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「医学系研究の利益相反(COI)に関する共通指針」(以下、本指針と略す)を策定する。本指針の目的は、適正な産学連携の推進を基本として、会員などが医学系活動に取り組む過程で発生する COI 状態を適切に管理することにより、研究の実施や成果の発表及び診療ガイドラインの策定、それらの普及・啓発などの活動におけるバイアスリスクを管理し、中立性と公正性を維持した状態で推進し、消化器内視鏡学に含まれる疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対して COI 管理についての基本的な考えを示し、本学会の会員などが各種事業に参加する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適正に開示し、本指針を遵守することを求める。なお、会員が所属する研究機関等の就業規則、COI 指針等を遵守すべき事は言うまでもない。

COI管理の基本的な考え方として、研究機関及び研究者は、

- 1)産学連携にかかる医学系研究の実施に関して倫理性、医学性、科学性の担保を前提に、利害関係にある企業、法人、団体、個人等からの外部資金源(寄附金または契約による研究資金)、医薬品・機器、及び役務等を必要に応じて契約(対価や成果責任の明確化)により適正に受け入れ医学系研究を実施する。しかし、成果責任を取らないとする企業等から外部資金を調達する研究者主導の臨床研究は研究の独立性、公平性は確保されていると考えられるが、臨床研究結果の解釈や公表の過程に資金提供者が影響力の行使を可能とする契約等の締結は、研究の独立性、公明性を損なうことから避けなければならない。
- 2) 当該研究成果の質と信頼性を確保するために、契約文書に記載された内容(資金源、 資金提供者の役割、研究機関自体及び研究者個人の COI 状態) 等については適切に開示

- し、問題となる COI 状態が発生しない様に予め管理する。それらの情報を研究実施計画書、IC 文書、COI 申告書及び論文内に的確に記載し公開する。
- 3) 社会から論文内容に関して疑義を指摘されれば、責任著者(corresponding author)は関係企業とともに説明責任を果たさなければならない。
- 4)研究機関が医学系研究、教育、診療の質だけでなく、信頼性や integrity を確保するためには、研究機関がそれ自身の組織 COI 状況、及び上級役職者と特定企業や営利団体などとの組織 COI 状況を公表することにより利害関係の透明化がなされなければならない。

第2条(対象者)

利益相反状態が生じる可能性がある次に掲げる者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術講演会などで発表する者 (非会員も含む)
- (3) 本学会の役員(理事長、理事、監事)、学術講演会担当責任者(会長など)、各種委員会の委員長、特定の委員会(学術集会運営委員会、診療ガイドラインなどの策定にかかる委員会、学術誌編集委員会、倫理委員会、医療安全委員会、利益相反委員会など)委員、暫定的な作業部会(小委員会、ワーキンググループなど)の委員
- (4) 本学会の事務職員
- (5)(1)~(4)の対象者の配偶者、一親等の親族または収入・財産を共有する者

第3条(対象となる活動)

本学会が行う次に掲げる事業活動に対し、本指針を適用する。

- (1) 学術講演会(年次総会を含む)、支部主催学術講演会などの開催
- (2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- (3) 診療ガイドラインなどの策定
- (4) 研究及び調査の実施
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 認定医・専門医及び認定施設の認定
- (7) 生涯学習活動の推進
- (8) 関連学術団体との連絡及び協力
- (9) 営利を目的とする団体・企業等との連携及び協力
- (10) 国際的な研究協力の推進
- (11) 社会に対する内視鏡学の進歩と普及及び医療への啓発活動
- (12) その他目的を達するために必要な事業(例、臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業など)

特に、下記の活動を行う場合には、所定の様式に従って、会員は発表時に発表内容に関連する企業との過去3年間におけるCOI状態が開示されなければならない。

- ① 本学会が主催する学術講演会(以下,講演会など)などでの発表
- ② 学会機関誌などの刊行物での発表(抄録集は除く)
- ③ 診療ガイドライン、治療指針、マニュアルなどの策定
- ④当該分科会の事業活動と関係のない学術活動や講演会、座談会、ランチョンセミナー、イブニングセミナーなどでの発表

但し、企業主催・共催の講演会等については、座長/司会者も講演者と同様に COI 状態の開示を行う。

なお、発表演題に関連する「医学系研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的並びに臨床的研究であって、倫理審査の対象となる医学系研究をいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料及び個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2014年12月22日公表)に定めるところによるものとする。

第 4 条(「医学系研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学系研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。)

- (1) 医学系研究を依頼し、または、共同で行った関係(有償無償を問わない)
- (2) 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- (3) 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- (4) 医学系研究について研究助成・寄附などをしている関係
- (5) 医学系研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- (6) 寄附講座などの資金源となっている関係

第5条(COI自己申告の項目と開示基準)

対象者は、申告者個人及び申告者の所属研究機関そのもの、或いは過去に共同研究者、 分担研究者の関係、或いは現在そのような関係にある所属研究機関・部門の長となる。 申告者個人の COI は、以下の (1) ~ (9) の事項で、開示基準額を超える場合に所定 の様式 (様式 3-A,B) に従って申告するものとする。なお、COI 自己申告に必要な金額 は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- (1) 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団体という)の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。

- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1 つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励) 寄附金については、1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。但し、 申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載 する。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・ 組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、開示基準(1)「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準(4)「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。さらに、(6)、(7)については、すべての申告者は所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に使途を決定し得る金額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

組織 COI として、申告者が所属する研究機関の長、或いはその機関内の部門(大学、病院、学部またはセンターなど)の長と過去に共同研究者、分担研究者の関係、或いは現在そのような関係にある場合、申告者が関わる本学会事業活動に影響を及ぼす可能性が想定されれば、以下の事項で所定の様式(様式 3-C)に従って COI 申告するものとする。なお、自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事

項について基準を定めるものとする。

(1) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1 つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得

る研究契約金の総額が年間1,000万円以上のものを記載する。

- (2) 企業・組織や団体が提供する寄附金については、1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する所属機関・部門そのもの或いは所属機関・部門の長に対して、申請者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間 200 万円以上のものを記載する。
- (3) その他として、申告者所属の研究機関、部門あるいはそれらの長(過去3年以内に 共同研究,分担研究の関係)が保有する株式(全株式の5%以上)、特許使用料、あ るいはベンチャー企業への投資などがあれば、組織COIとして記載する。

第6条(医学系研究、特に侵襲性のある介入研究実施にかかる注意事項)

- 1) 新薬承認のための治験は GCP (Good Clinical Practice)を遵守して実施される。市販後の医薬品を用いた研究者主導の大規模介入研究は医薬品の有効性、安全性の検証と、臨床現場での適正化使用或は標準的な治療法に重要な情報と根拠を提供するものであり、それぞれ適用される規則に基づいて実施される。後者は、企業にとって販売促進の視点から市販後臨床試験への関心が高く、いろいろな形での協力や支援(資金、労務など)がなされることからバイアスリスクが高く、疑惑が発生しやすいと指摘されている。会員はヘルシンキ宣言、医学系研究に関する倫理指針、臨床研究法、COI指針、全国医学部長病院長会議公表の「研究者主導臨床試験の実施にかかるガイドライン」及び関係法令等を順守しなければならない。会員はいかなる介入研究の実施においても研究対象者の人権・生命を守るための特段の配慮が求められる。
- 2) 会員が侵襲性のある介入研究を自主的に研究者主導で実施する場合、企業・組織・団体・個人等からの外部資金、医薬品・医療機器或は専門的な知識・技術を持つ人材による役務を受け入れる機会が多い。そのためには、所属機関を窓口として、契約により実施する臨床研究は、共同研究あるいは委託受託研究として対応し、資金提供者の成果責任を明確にし、使途制限、対価、役割分担について明記すべきである。一方、使途制限のない奨学寄附金等の研究資金(unlimited grant)の受け入れは研究者主導臨床研究や観察研究の資金源として可能であるが、これらの資金が介入研究に使われる場合、共同研究費、受託研究費と同様に本学会の申告基準額以上であれば資金源(funding source) として当該資金提供者とその役割を研究成果公開時に明記し、公開を原則に透明性の確保に努めなければならない。
- 3) 医学系研究結果が医療従事者、患者、その他の人々に幅広く利用できるようになることは、公益につながる.従って、人間を対象としたすべての医学系研究の実施に際しては、公的なデータベースを通じて登録し、研究結果は原則的に論文の形で公表されなければならない。
- 4) 論文の作成・公表にあたり、国際標準(ICMJE Recommendations)を念頭に著者資格を明確にしなければならない。著者資格の基準を満たさないメディカルライター、統計専門家、その他の支援を受けた人々(所属)に対しては「謝辞 Acknowledgment」の項目にて資金源とともに明記する。また、「資金提供者の役割(Role of the funding source)」の項目を設けて、契約を基に利害関係者から臨床研究の実施あるいは論文作

成の過程で労務・役務の形で支援を受ける場合には論文内容に影響を及ぼすと想定されれば、透明性を確保するためにそれらの役割を明記しなければならない。他の利害関係も記載・公開する。特に、研究責任者及び関係する企業の両者は、第三者から疑義を指摘されれば説明責任を果たさなければならない。

- 5)派遣された企業所属の研究者が派遣研究者、社会人大学院生、非常勤講師などとして研究機関に所属し、研究成果を講演あるいは論文発表する場合には、当該企業名も明記しなければならない。
- 6) 企業に所属していた者が異なる研究機関に転職した場合、その後5年間は当該企業 に関係する研究成果を発表する際、所属していた元企業名も併記しなければならない。

第7条(COI 状態との関係で回避すべき事項)

第1項 対象者の全てが回避すべきこと

医学研究の結果の公表(研究結果の学会発表や論文発表)や診療ガイドラインの策定などは、わが国の医療の質の向上に大きく貢献しており、純粋に科学的な根拠と判断あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会の会員などは、医学研究の結果とその解釈といった公表内容や医学研究での科学的な根拠に基づく診療(診断、治療、予防)ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その医学系研究の資金提供者・企業の恣意的な意図(不当な取引誘因や販売促進の手段等)に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

具体的には、以下については回避すべきである。

- (1) 臨床試験研究対象者の仲介や紹介に係る契約外報奨金の取得
- (2) ある特定期間内での症例集積に対する契約外報奨金の取得
- (3) 特定の研究結果に対する契約外成果報酬の取得

第2項 研究責任者・研究代表者が回避すべきこと

医学研究、特に臨床試験、治験などの計画・実施に決定権を持つ研究責任者・研究代表者には、次の項目に関して重大な COI 状態にない(資金提供者との関係が少ない)と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。具体的に、研究責任者・代表者は、当該研究に関わる資金提供者との金銭的な関係を適正に開示する義務を負っており、以下に記載する事項については特に留意して回避すべきである.

- (1) 当該研究の資金提供者・企業の株式の保有及び当該企業の役員等
- (2) 研究課題の医薬品、治療法、検査法等に関する特許権及び特許料を取得している者
- (3) 当該研究の資金提供者・企業からの学会参加に対する正当なる理由以外の旅費・宿泊費等の受領者
- (4) 当該研究にかかる時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈与の取得者

- (5) 研究機関へ派遣された企業所属の派遣研究者,非常勤講師及び社会人大学院生が 当該研究に参加する場合,実施計画書や結果の発表において当該企業名を隠ぺいす るなどの不適切な行為
- (6) 当該研究データの集計,保管,統計解析,解釈,結論に関して,資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする状況
- (7) 研究結果の学会発表や論文発表の決定に関して、資金提供者・利害関係のある企業 が影響力の行使を可能とする契約の締結

ただし、(1) ~ (4) に該当する研究者であっても、当該医学研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該医学系研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公正性及び透明性が明確に担保されるかぎり、当該医学系研究の研究責任者・代表者に就任することができるが、社会に対する説明責任を果たさなければならない。また、企業との契約内容が (5) ~ (6) に該当する可能性がある場合には,実施結果の論文公表時に資金提供者の役割と関与の詳細を論文末尾に記載し公開しなければならない。

第8条(実施方法)

第1項(会員の責務)

会員は医学系研究成果を学術講演などで発表する場合、発表者のすべては当該研究実施に関わる COI 状態を発表時に、本学会の所定の書式で適正に開示するものとする。研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、当該会員はその趣旨を理解し全面的に協力しなければならない。理事会(理事長)は、COI を管轄する委員会(以下「利益相反委員会」と略す)に審議を求め、その答申に基づき妥当な措置方法を講ずる。

第2項(役員などの責務)

本学会の役員(理事長、理事、監事)、学術講演会担当責任者(会長など)、各種委員会委員長、特定の委員会委員、及び作業部会の委員は本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる COI 状態については、就任する時点で所定の書式(様式3)にしたがい自己申告書(就任時の前年から過去3年間)を提出しておかなければならない。また、就任時の年、或いは新たに COI 状態の変更が生じた場合には、8週以内に様式3によって追加申告を理事長宛に行うものとする。理事長は当該事業の公明性、中立性を確保するため、役員等の人事に関して適切に管理しなければならない。

すべての役員(編集委員会の編集長、編集委員を含めて)は就任時に COI 自己申告書の 提出が義務付けられる。また、査読にかかわる編集委員あるいは査読者も COI マネージメ ントの対象者として含められる。基本的には、査読を依頼する場合、投稿論文筆者との間 に COI 状態があるか否かの判断は査読候補者に委ねるべきで、査読結果に対して COI の 説明責任が果たせないと判断した場合には辞退を可能とする。学術講演や学術雑誌による 研究成果の情報発信は社会還元への大きな道筋であり、それらが公明性、中立性を担保しているかどうかの説明責任は、最終的に理事長が果たさなければならない。

第3項(利益相反(COI)委員会の役割)

利益相反委員会は、産学連携による医学系研究の適正な推進、研究成果の論文公表、さらに診療ガイドラインの策定にかかるバイアスリスクを回避するために、研究者の立場に立って COI 状態を適正にマネージメントするためのアドバイザー的な役割を果たしていく。また、重大な COI 状態が会員に生じた場合、あるいは、COI の自己申告内容が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の COI 状態をマネージメントするためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

利益相反委員会は、理事長の諮問のもとに下記の所掌事項を取り扱い答申する。

- (1) COI 状態にある会員個人からの質問、要望への対応(Q&A作成)
- (2) 役員及び発表者(非会員含む)、診療ガイドライン策定参加者の事業活動において バイアスリスクにかかる COI 状態の判断ならびに助言、指導
- (3) 研究倫理、出版倫理の教育研修にかかる企画立案への協力と啓発活動
- (4) 会員個人の COI 申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、改善措置の勧告に関すること
- (5) 日本医学会 COI 管理ガイドラインの更新ごとに COI 指針の見直し、改訂に関すること

第4項(理事長の役割)

理事長は、役員などが本学会のすべての事業を遂行するうえで、重大な COI 状態が生じた場合、或いは COI の自己申告が不適切と認めた場合には、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示しなければならない。また、会員が本学会以外の医学雑誌 (特に国際誌) に投稿し公表する際には、当該雑誌の COI 申告様式に従って適切に開示することを啓発しなければならない。第3者から特定の会員個人の疑義や疑問が医学雑誌掲載の形で発せられれば、速やかに対応させるとともに信頼性確保に努めなければならない。

理事長は、所属する会員などに COI 状況に係る疑義や疑惑には学会組織として適切かつ速やかに対応し、検証の結果、不当な疑惑あるいは告発と判断された場合は、学会としての社会的説明責任を果たすとともに、当該個人に対する非難に対して、学会としての見解と声明などを社会に公表(ホームページ掲載など)し、信頼性の回復と確保に努めなければならない。一方、当該の疑義や疑惑が正当であれば、事実関係の検証結果を示し、当該学会が再発防止に向けた対応策を発信すべきことは言うまでもない。

第5項(学術講演会責任者の役割)

学術講演会責任者(会長)は、発表者(非会員も含む)が医学系研究の成果を発表する場合に所定の様式にて COI 開示が適切に行われているかどうかの検証をしなければならない。特に、企業などが関わる医学系研究結果の発表に際しては、発表内容が中立的な立場で公平に公表されているかどうかを聴衆が判断できる環境を提供することにあり、本指針を順守せず、COI を開示しない発表については、公表の差し止めなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者にその理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

また、企業や営利団体が主催・共催するランチョンセミナー、イブニングセミナーあるいは研究会や講演会においては、座長/司会者も講演者と同様なスライドを用いた方式にて、関連する企業・団体の名称を聴講者に開示しなければならない。なお、開示する企業数が多い場合には、別のプロジェクターでスライド映写にて開示するなど適切に対応しなければならない。

第6項(編集委員長の役割)

基本的に、日本医学会医学雑誌編集ガイドライン (2015) に準拠して対応する。COI 管理の視点から、学会機関誌などの刊行物で、医学系研究にかかる原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが科学性、倫理性を担保に中立的な立場で公表されることが基本原則であり、学会誌編集委員長は、それらの実施が関係する倫理指針や本指針に沿ったものであることを検証し、発表内容の質とともに信頼性の確保を行わなければならない。

公表された論文等について誤った記載が発覚したり、誠実性 [honesty] や公正性 [integrity] についての疑問が生じたりすることがある. 研究の誠実性や公正性に関して疑問が生じ、ミスコンダクトの申立てがあった際の編集者の対応として、日本医学会医学雑誌編集者会議(JAMJE)では、Committee on Publication Ethics (COPE: 出版倫理委員会) (http://publicationethics.org/) から公表されている手順に従うことを推奨しており、その中に COI 開示も含まれている。

1) 投稿論文の COI 管理

医学系研究の実施から結果公表過程(研究資金源、企画とデザイン、プロトコール作成、データ集計と処理、データ管理と解析、論文作成など)にかかる著者と及び企業関係者の具体的な役割に関する情報や著者の COI 状態を記載させ、論文公表に際して両者の利害関係のより一層の透明化を図るとともに、第三者視点での研究内容の中立性、公平性の確保が基本原則となる。そして、すべての著者は公表された研究結果の質と信頼性に対しては責任を負わなければならない。公表される研究結果の判断者は社会(国民、患者、医師など)であり、そのための透明性の確保が大前提でもある。

(1) 和文雑誌の発表者

和文雑誌の発表者は会員であることが多いので、各分科会における学術集会・講演会における COI 申告書と同じ項目で対応が可能であるが、非会員の投稿者についても当該分科会の COI 指針に従う事の了解を得て、所定の様式にて全著者は COI 状態の開示をしなければならない。

(2) 英文雑誌の発表者

学術雑誌の論文発表に際し、著者に求められる COI 自己申告書の様式は、日本医学会医学雑誌編集ガイドライン及び日本医学会 COI 管理ガイドライン (2017) に従う。両ガイドラインは、医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE) 公表の Recommendations for the Conduct、 Reporting、 Editing、 and Publication of Scholarly Work in Medical Journals (2013 以後適宜更新)との整合性化を図っており、本学会も ICMJE 提案の COI disclosure forms を参考に英文誌編集委員会が作成する。

著者は研究の公正性と信頼性を確保するために、論文内容に関係する企業などとの COI 状態を所定の様式に従い自己申告し、契約にて行われる企業との医学系研究については、企画、プロトコール作成、実施、 モニタリング、監査、データ集計、統計学的解析、データ解釈、論文原稿作成、レビューなどにおける資金提供者(企業関係者等)の役割と関与を当該論文の [Role of the funding source]或いは[Acknowledgements] として明確に記載しなければならない。また、個々の著者らが研究企画から論文公表までのプロセスでどのような役割を果たし寄与したかを[Contributors (寄与者)]として論文中に明確に開示することも authorship (著者資格)の視点から求められる。

一方、規定された COI 状態がない場合も、「The authors state they have no conflicts of interest」などの文言を同部分に記載する.

2) COI 違反者への対応

編集委員会は、当該論文掲載後に本指針に違反(虚偽の申告など)していたとする情報が提供された場合、利益相反委員会との連携にて事実関係を再確認し、本指針に反する場合には COPE(Committee of Publication Ethics)が提案する手順が参考となる。著者に対して事実確認を行い、その内容に応じて改善や掲載の差し止め、論文撤回、謝罪文の掲載を求めるなどの措置を理事長の了解のもとに講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知しなければならない。また、当該刊行物などに編集長名でその旨を公開することができる。

第7項(診療ガイドライン、治療指針等作成にかかる COI マネージメント)

医薬品、医療機器の適正使用や治療の標準化に関する診療ガイドラインは医療現場でもっとも関心が高く、影響力の強い指針として使われている。現在、数多くの診療ガイドラインや診療指針などが学術団体から公表され、我が国の医療の質の向上に大きく役立っている。しかし、それらのガイドラインや指針の策定にかかる委員会には専門的知識や豊富

な経験を持つ医師が委員として参加するが、関連する企業との金銭的な COI 関係が深い場合も多い。事実、企業側に有利な publication bias や reporting bias が起こりやすいとの指摘があり。そのような懸念を起こさせないための COI 管理が必要となっている。また、当該学会自体が特定企業と金銭的な関係が深い場合にはバイアスリスクが高いと社会から見られることもあり、学会自体の COI 状態(組織 COI)も開示公開を行う。

診療ガイドライン策定にかかる委員長及び委員(外部委員含む)の選考は、専門家のガイドライン作成参画を排除するようなものであってはならないが、診療ガイドライン策定に参加するすべての委員(診療ガイドライン統括委員会、診療ガイドライン策定(作成)委員会、システマティックレビュー委員会、外部評価委員)には、利益相反状態の開示(様式3)を求めて適切に管理することが重要である。ガイドライン作成にかかわるすべての委員の COI 状態とともに、診療ガイドラインを策定する当該学会の COI 状態も日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス(2017)に示されているとおりに個別に当該診療ガイドライン中に開示しなければならない。また、以下に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超えている委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つべきではない。基準額を大幅に超えるような COI 状態がある場合には、委員候補は自ら就任を辞退しなければならない。

<診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額> 講演料 200万円 パンフレットなど執筆料 200万円 受け入れ研究費 2,000万円 奨学寄附金 1,000万円

第8項(学会にかかる組織 COI 管理)

医学系研究,特に人間を対象とした臨床研究の実施や成果公表,あるいは診療ガイドライン策定のプロセスにおいて,当該の研究者に対して上級役職者(理事長,理事等)が師弟,同僚,交友,親族などの関係にあれば,直接あるいは間接的に影響を及びやすい組織 COI (Institutional Conflict of Interest)事案例が報告されている.例えば,学会あるいはその上級役職者が,特定企業から多額の寄附金が提供されていたり,あるいは特定企業の株,ロイヤリティを保有していたりすると,そのような状況下での研究成果や成果発表及び診療ガイドライン策定については COI の評価や倫理面での公平性、客観性、独立性が担保されにくい状況が想定される.学会理事長は、企業・法人組織、営利を目的とする団体から学会組織自体へ支払われる額(地方会開催も含めて)を、①研究助成、共同研究、受託事業、②寄附金、③学術集会等収入(企業関連のセミナー、シンポジウム等)について会計年度を単位としてそれぞれの総件数及び総額を企業ごとに一元管理し、組織 COI として適切に開示しなければならない。

第9項(その他)

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に 沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の 改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会に諮問し、答申に基づ いて理事会は、改善措置などを指示することができる。

第9条(COI 開示請求への対応)

本学会は所属する会員、役員の COI 状態に関する開示請求が分科会外部(例、マスコミ、市民団体など) からなされた場合、妥当と思われる請求理由であれば、理事長は利益相反委員会に諮問し、個人情報の保護のもとに事実関係の調査を含めて、できるだけ短期間に実施し、答申を受けた後、速やかに当該開示請求者へ回答する。

医学系研究成果の論文公表後、当該論文に関して産学連携にかかる疑義を指摘された場合、編集委員会と利益相反委員会とが連携して疑義の解明に努め、学会の長は説明責任を果たす。しかし、それぞれの委員会で対応できないと判断された場合、学会の長は外部委員(有識者)を含めた調査委員会にて対応し、疑惑事案の真相解明に向けて迅速にかつ的確に対応し、答申を受けた後、速やかに開示請求者に対して説明責任を果たすべきである。一方、医学系研究が実施された研究機関での疑惑が想定される場合には、研究責任者(研究代表者)として当該研究を実施した研究機関の長に真相解明のための調査報告を求めるべきである。

第10条(指針違反者に対する措置と不服の申し立て)

第1項(指針違反者に対する措置)

本学会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、倫理委員会(あるいは該当する委員会)に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載の禁止あるいは論文撤回
- (3) 本学会の講演会の会長就任禁止
- (4) 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- (5) 本学会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- (6) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止など

指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の関連学会の長へ情報 提供を行うものとする。

第2項(不服の申立て)

被措置者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から 7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会(暫定諮問委員会)を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

第3項(不服申し立て審査手続)

- 1) 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会 (以下、審査委員会という)を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名す る本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により構成され、委員長は委員の互選により 選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会 は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- 2) 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。
- 3) 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
- 4) 審査委員会の決定を以って最終とする。

第11条(社会への説明責任)

理事長は役員及び会員の COI 状態について、社会的・道義的な説明責任を果たす必要性が生じた場合、理事会の決議を経て必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表し、組織としての社会への自己責任と説明責任を果たすものとする。この場合、開示もしくは公開される COI 情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べる機会を与えられるが、開示もしくは公開について緊急性があり、意見を聞く余裕がないときはその限りでない。

第12条(研究倫理、出版倫理に関する教育研修)

学会の長は、会員等や編集員会・倫理委員会・利益相反委員会及び診療ガイドライン策定にかかわる委員等の関係者を対象に、生命倫理、研究倫理、COI管理、出版倫理、関係法令等の教育・研修を継続して受ける機会を確保しなければならない。そのためには、認定医或は専門医資格を取得予定あるいは更新するための申請資格条件として倫理教育研修の受講を義務づける。

第13条(内科系関連16学会の連携)

本学会は、本指針の見直し作業に関する情報交換などを行うために、「医学系研究の COI」に係る内科系 16 学会(日本内科学会、日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本神経学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本感染症学会、日本老年医学会、日本臨床腫瘍学会、日本消化器内視鏡学会)からなる協議会(略して、内科系 16 学会 COI 指針協議会)を設置して、必要に応じて開催する。

第14条(指針の改正)

本指針は、社会的要因や産学連携に関する指針、法令の改正、整備ならびに医療及び研究をめぐる諸条件に適合させるためには、日本医学会の動向を踏まえて定期的に見直しを行い、改正することができる。

第15条(細則の制定)

本学会は、実際に本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

附1) 用語の定義について

医学系研究にかかる用語の定義は、原則として「ヘルシンキ宣言」の日本医師会日本語 訳ならびに厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等を参考とし、本 指針の内容についても出来る限りそれらとの整合性を図った。

1. 人間を対象とする医学系研究

人間(試料・情報を含む。)を対象として、疾病の成因の究明(健康に関する様々な事象の 頻度及び分布ならびにそれらに影響を与える要因を含む。)及び病態の理解や、疾病の予防 や医療における診断方法及び治療方法の改善または有効性の検証を通じて、国民の健康の 保持増進または患者の予後若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として 実施される活動をいう。世界医師会公表のヘルシンキ宣言で使用された「human subjects」 は日本医師会の日本語訳「人間」を当指針に用いた。

2. 臨床研究

医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療法の改善、疾病原因及び病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究であって、倫理審査の対象となるものをいう。

- ① 介入を伴う研究であって、医薬品または医療機器を用いた予防、診断または治療方法に 関するもの。
- ② 介入を伴う研究(①に該当するものを除く。)
- ③ 介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究(明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布ならびにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。)を含まないもの(観察研究という。)

3. 臨床試験

医薬品(ワクチンや生物製剤を含む)、放射線療法、精神療法、手術、医療機器、代替療法等の臨床効果を評価する目的に人間を対象とし適切な科学的原則に従ってデザインされ、実施される介入を伴う研究をいう。目的による臨床試験の分類(臨床試験の一般指針)として、①臨床薬理試験、②探索的試験、③検証的試験(有効性確立のための比較試験、無作為化並行用量反応試験、安全性試験、死亡率/罹病率を評価項目(endpoint)とする試験、大規模臨床試験、比較試験)、④治療的使用(有効性比較試験、死亡率/罹病率を評価項目(endpoint)とする試験、付加的な評価項目(endpoint)の試験、大規模臨床試験、医療経済学的試験)がある。

4. 侵襲

研究目的で、穿刺、切開、投薬、放射線照射、心的外傷に触れる質問等、日常生活で被る範囲を超える刺激、研究対象者の身体または精神に対して与える行為をいう。侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に及ぼす作用が少ないものを「軽微な侵襲」という。

5. 介入

研究目的で、人間の健康に関するさまざまな事象に影響を与える要因(健康の保持増進に

つながる行動、医療における傷病の予防、診断または治療のための投薬、検査等を含む。) の有無や程度を制御する行為(通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施す るものを含む。)をいう。

6. 研究対象者

研究を実施される者(研究を実施されることを求められた者)及び研究に用いられることとなる既存資料・情報を取得された者をいう。

7. 研究者等

研究責任者、及び研究の実施(試料・情報の収集・分譲を行う機関における収集・分譲の 実施を含む。) に携わるその他の関係者を指し、研究機関以外において既存試料・情報の提 供のみを行う者及び他から委託を受けて研究に関する一部業務に従事する者を除く。

8. 研究責任者(principal investigator)

研究計画書を作成する等、研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

9. 研究代表者

研究責任者として研究計画書の作成等、研究の実施に携わると共に、複数の施設との当該共同研究の実施に係る業務を統括する者をいう。

10. 研究機関の長

研究を実施する法人の代表者、行政機関の長または個人事業主であって、当該研究に関して最終的な責任を有する者をいう。

11. スポンサー(sponsor)

臨床研究の開始、運営、管理及び資金等にかかる責任を持つ個人、企業、機関または団体 をいう。

12. 組織 COI(institutional COI)

申告者が所属する研究機関の長、或いはその機関内の部門(大学,病院,学部またはセンターなど)の長と共同研究者、分担研究者の関係にあり、申告者が関わる活動に影響を 及ぼす可能性が想定される状態をいう。

13. 資金提供者(funder、 funding agency)

臨床研究の実施に必要な資金を提供する個人、企業、法人、機関または団体をいう。

14. 重篤な有害事象

① 死に至るもの、② 生命を脅かすもの、③ 治療のための入院または入院期間の延長が必要となるもの、④ 永続的または顕著な障害・機能不全に陥るもの、⑤ 先天異常を来す

ものをいう。

15. 予測できない重篤な有害事象

重篤な有害事象のうち、研究計画書やインフォームド・コンセントの説明文書等において記載されていないもの、あるいは記載されていてもその性質や重症度が記載内容と一致しないものをいう。

16. 介入研究

人間を対象とした侵襲性のある臨床試験をいう。新しい医薬品の製造販売承認に際して申請に必要な資料収集のために行う臨床試験を「治験」といい、承認された医薬品の臨床上の有効性や安全性を研究者が企画発案し検証する介入研究を「研究者主導臨床試験」という。

17. ランダム化比較試験

恣意的な評価の偏りを排除して、客観的な治療効果の評価を可能にする大規模比較臨床 試験の研究手法をいう。

18. 研究機関

研究を実施する法人、行政機関及び個人事業主をいい、試料・情報の保管、統計処理その 他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行う場合を除く。

19. 共同研究機関

研究計画書に基づいて研究を共同で実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関を含む。

20. インフォームド・アセント

インフォームド・コンセントを与える能力がないと客観的に判断される研究対象者が、 実施または継続されようとする研究に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説 明を受け、当該研究を実施または継続されることの決定を理解し、賛意を表することをい う。

21. インフォームド・コンセント

研究対象者またはその代諾者等(以下「研究対象者等」という。)が、実施または継続されようとする研究に関して、当該研究の目的及び意義、方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について十分な説明を受け、それらを理解した上で、自由意思に基づいて与える、当該研究(試料・情報の取扱いを含む。)を実施または継続されることに関する同意をいう。

22. 代諾者

研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者にイ

ンフォームド・コンセントを与える能力がないと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。研究対象者が死者である場合を含めていうときは、「代諾者等」という。

23. 産学連携活動

研究機関が医学研究に関して企業・法人組織、営利を目的とする団体(以下、企業等)と連携して行う。次の活動が含まれる。

- 1) 共同研究:企業等と研究費、研究者を分担して実施する研究(有償無償を問わない)
- 2) 受託研究:企業等から療法・薬剤、機器等に関連して契約をもとに行う研究
- 3) 技術移転:研究機関の研究成果や特許権等の権利を利用し、企業において実用化
- 4) 技術指導:研究機関の研究者等が企業の研究開発・技術指導を実施
- 5) 研究機関発ベンチャー: 研究機関の研究成果をもとに当該研究機関が支援する形でのベンチャー設立
- 6) 寄附金:企業等から研究機関への制限を設けない研究助成のための寄附金
- 7) 寄附講座:企業などから研究機関への寄附金による研究推進のために設置された講座

24. モニタリング

臨床試験が適正に行われることを確保するために、研究計画書にもとづく進捗状況ならびに倫理性、科学性を担保に行われているかについて、研究責任者(研究代表者)が指定したものに行わせる調査をいう。

25. 監査

臨床試験結果の信頼性確保のために、臨床試験が適正に行われたかについて研究責任者 (研究代表者) が指定したものに行わせる調査をいう。

附則

本指針は、平成24年3月1日より施行する。

一部改定:平成25年10月1日

一部改定: 平成 27 年 9 月 17 日

一部改定:平成29年6月27日

一部改定:令和元年7月3日

一部改定:令和2年9月23日